# 名古屋市公報

令和 3年12月15日

第132号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 **発行所 名 古 屋 市 役 所** 

電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

名古屋市総務局行政部法制課長

目	次		^°ジ゙
規	則		
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第97号)	5
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一音	(1 = 424	() 101.13/	Ü
C H L 21.11 1 22.20 1 2101 33 L 1 310 L	(総務・行政改革推進室)	(第98号)	6
			-
○ 名古屋都市計画都市再生特別地区の変	変更案の縦覧		
	(住都・都市計画課)	(第615号)	9
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課)	(第616号)	10
○ 名古屋都市計画下水道の変更案の縦鬢	気 (住都・都市計画課)	(第617号)	12
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の網	従覧 (住都・都市計画課)	(第618号)	14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第619号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第620号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第621号)	20
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第622号)	23
○ 生活保護法による指定医療機関の廃」	上(健福・保護課)	(第623号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第624号)	25
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第625号)	28
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の批	旨定の一部改正について		
	(健福・環境薬務課)	(第626号)	29
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第627号)	32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第628号)	47
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定暦	尼偶者の自立の支援に関		
する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第629号)	49

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な 住帰国した中国残留邦人等及び特定配係			
する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第630号)	51
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第631号)	54
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第632号)	55
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第633号)	56
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第634号)	57
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な	:帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶	者の自立の支援に関		
する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第635号)	58
○ 生活保護法による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第636号)	60
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴	取		
	(住都・建築指導課)	(第637号)	61
○ 名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正す			
	(健福・環境薬務課)	(第638号)	63
達			
.—	務·行政改革推進室)	(第45号)	64
	務・行政改革推進室)	(第46号)	66
	務·行政改革推進室)	(第47号)	68
	# -		
選挙管理委員会	台 不	( *** + 0 F )	= 0
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第40号)	70
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙に - スズエカステート	-おける当選人の任所	(bt 11 日)	70
及び氏名について		(第41号)	72
教 育 委 員 会	告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について		(第21号)	73
上下水道局管理			
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する	···	(第19号)	74
		(37137)	17
公	告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売			
公告	(経済・地域商業課)		76
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)		79
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売			
公告	(経済・地域商業課)		80
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売			
公告	(経済・地域商業課)		83
雑	報		
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)		86
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)		87
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)		88

#### 規則のあらまし

- 公印規則の一部を改正する規則(第97号)
  - 1 改正内容

財政局の所管する公印について、用途の変更をするため、規定の整備を 行います。(別表関係)

2 施行期日令和 4年 1月 4日から施行します。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則(第98号)
  - 1 改正内容
    - (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務を実施するため、財政局税務部に主幹(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整)を、健康福祉局高齢福祉部に主幹(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)を設置することに伴い、規定を整備します。(第2条及び第9条関係)
    - (2) 事業者への疫学調査の集約化のため、健康福祉局新型コロナウイルス 感染症対策部の組織を改正することに伴い、規定を整備します。(第 9 条関係)
  - 2 施行期日

令和 3年12月10日から施行します。

#### 達のあらまし

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程(第45号)
  - 1 改正内容

子育て世帯への臨時特別給付に係る事務を実施するため、財政局税務部 税制課に主査(子育て世帯への臨時特別給付に係る調整)を、子ども青少 年局子ども未来企画部子ども未来企画室に主査(子育て世帯への臨時特別 給付)を設置することに伴い、規定を整備します。(第 1条関係)

2 施行期日

令和 3年12月 7日から施行します。

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程(第46号)
  - 1 改正内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務を実施するため、 財政局税務部税制課に主査(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給に係る調整)を、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課に主査(住 民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)を設置することに伴い、規定 を整備します。(第 1条関係)

2 施行期日

令和 3年12月16日から施行します。

- 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程(第47号)
  - 1 改正内容

事業者への疫学調査の集約化のため、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部の組織を改正することに伴い、規定を整備します。(第3条及び第4条関係)

2 施行期日

令和 3年12月10日から施行します。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年12月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第97号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則(昭和37年名古屋市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表市税事務所長印の項用途の欄中「限る。)」の次に「、事業所税」を加え、「及び税額」を「、税額」に、「並びに」を「及び減免の承認に関する通知書、」に改め、「督促状」の次に「並びに固定資産の価格等の決定又は修正に関する通知書(いずれも電子印を使用し、又は第10条第 1項の規定により印影を印刷するものに限る。)」を加える。

附則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月9日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市規則第98号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則(平成12年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条財政局税務部税制課の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 子育て世帯への臨時特別給付に係る調整に関すること。
- (10) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

第2条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子育て世帯への臨時特別給付に関すること。

#### 第9条第1項の表財政局税務部の項中

Γ

固定資産評	1 固定資産評価審査委員会に関するこ	1
価審査委員	と。	
会事務及び	2 市税(個人の県民税を含み、軽自動	
特命事項に	車税の環境性能割を除く。)に係る審	
係る調査研	査請求その他不服申立て及び犯則事件	
究	に関すること。	
	3 税務事務運営の適正化のための監察	
	及び指導に関すること。	

を

Γ

住民税非課 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金の支給に係る調整に関するこ 税世帯等に 対する臨時 ے ج 特別給付金 の支給に係 る調整 固定資産評 1 固定資産評価審査委員会に関するこ 価審査委員 と。 会事務及び 2 市税(個人の県民税を含み、軽自動 特命事項に 車税の環境性能割を除く。)に係る審 査請求その他不服申立て及び犯則事件 係る調査研 究 に関すること。 3 税務事務運営の適正化のための監察 及び指導に関すること。

に改め、同表健

康福祉局高齢福祉部の項中

Γ

包括的支援	1 包括的支援の推進に係る企画及び調	1	
の推進に係	整に関すること。		
る企画調整	2 生活困窮者に対する自立の支援に関		
	すること。		

を

Γ

包括的支援	1	包括的支援の推進に係る企画及び調	1
の推進に係	速	隆に関すること。	
る企画調整	2	生活困窮者に対する自立の支援に関	
	9	けること。	
住民税非課	1	住民税非課税世帯等に対する臨時特	1
税世帯等に	另	川給付金に関すること。	
対する臨時			
特別給付金			

に改め、同局新

型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策の項を次のように改める。

新型コロナ	1 局長の指定する新型コロナウイルス	7
ウイルス感	感染症対策に関すること。	
染症対策		

附則

この規則は、令和3年12月10日から施行する。

名古屋市告示第 615号

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画都市再生特別地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年 法律第 100号)第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、 次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了 の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年12月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 都市計画の種類
   名古屋都市計画都市再生特別地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域名古屋市全域
- 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間

令和 3年12月 6日から同月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める 条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日 を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

#### 名古屋市告示第 616号

#### 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第 100号) 第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公 告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了 の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年12月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

都市計画の種類
 名古屋都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
8・6・12号	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市中区
広小路線	栄三丁目	栄三丁目	栄三丁目
地下道 1号線			

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和 3年12月 6日から同月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める 条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日 を除きます。

#### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

#### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

#### 名古屋市告示第 617号

#### 名古屋都市計画下水道の変更案の縦覧

名古屋都市計画下水道を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了 の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年12月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 都市計画の種類
   名古屋都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域 名古屋公共下水道 その他の施設(ポンプ施設)

名 称	位置
当知ポンプ場	名古屋市港区当知四丁目地内

- 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間

令和 3年12月 6日から同月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める 条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日 を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

#### 名古屋市告示第 618号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法(昭和43年法律第 100号)第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を 公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了 の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年12月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称名古屋都市計画地区計画 大喜新町地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域名古屋市瑞穂区大喜新町、春敲町及び宝田町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間

令和 3年12月 6日から同月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める 条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日 を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

#### 名古屋市告示第 619号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 医科

医療機関名	所 在 地	指定年月日
さとう栄耳鼻咽喉 科	名古屋市東区泉一丁目16番 3号	令和 3年 9月 1日
一般財団法人平林 移動集団検診所	名古屋市昭和区小桜町 2丁目29番地 の 2	令和 3年 7月 1日
あらこ整形外科リ ウマチ科クリニッ ク	名古屋市中川区好本町 2丁目 7番地 の 1	令和 3年 8月 1日
医療法人翠美会お はなばたけクリニ ック	名古屋市守山区廿軒家22番40号	令和 3年 8月 1日

平松形成外科	名古屋市緑区黒沢台五丁目1211番地	令和 3年 8月 1日
武田ハートクリニック	名古屋市緑区熊の前一丁目 117番地	令和 3年 1月 6日
ごうホームクリニ ック	名古屋市天白区原一丁目1410番地	令和 3年 8月 1日

# 2 歯科

医療機関名	所 在 地	指定年月日
おしむら歯科・こ ども矯正歯科クリ ニック	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 3年 7月 1日
マリンみなと歯科	名古屋市港区一州町 1番地の 3	令和 3年 8月 1日
なならの丘デンタ ルクリニック	名古屋市南区豊田一丁目30番 1号	令和 3年 8月 2日
みやちファミリー 歯科	名古屋市名東区石が根町93番地	令和 3年 8月 4日

# 3 薬局

医療機関名	所 在 地	指定年月日
スギ薬局今池南店	名古屋市千種区今池南 1番13号	令和 3年 9月 1日
ウエルシア薬局名 駅医療モール店	名古屋市中村区太閤一丁目20番 9号	令和 3年 8月 1日
はな薬局中村本町 店	名古屋市中村区中村本町 1丁目93番 地	令和 3年 8月 1日

セレン薬局	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目12番地	令和 3年 9	月 1日
てんま薬局	名古屋市熱田区伝馬二丁目 7番10号	令和 3年 9	月 1日
みゆき調剤薬局	名古屋市港区甚兵衛通 3丁目 1番地 の 1	令和 3年 8	月 2日
サンドラッグ神の 倉薬局	名古屋市緑区赤松 717番地	令和 3年 8	月 1日
ひかり薬局島田黒 石店	名古屋市天白区島田黒石 710番地の 2	令和 3年 8	月 1日

# 4 訪問看護

医療機関名	所 在 地	指定年月日
丸八訪問看護ステ ーション千成	名古屋市中村区日ノ宮町 2丁目 129 番地	令和 3年 8月 1日
訪問看護ステーションさつき	名古屋市中村区上米野町 1丁目27番 地の 2	令和 3年 9月 1日
訪問看護ステーションもれっと	名古屋市守山区西島町15番18号	令和 3年 8月 1日
藤田医科大学訪問 看護ステーション 緑	名古屋市緑区曽根二丁目 244番地	令和 3年 4月 1日
訪問看護ステーシ ョンMG K24	名古屋市緑区左京山 451番地の 2	令和 3年 8月 1日

#### 名古屋市告示第 620号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 歯科

		<del>1</del> 414	月月	Þ	旧	西川歯科医院
区	医療機関		名	新	にしかわ歯科・こども歯科ならび歯科室	
所		在	Ē		地	名古屋市港区知多一丁目 806番地
変	更	年	Ē.	月	日	令和 3年 8月16日

医	療	機	関	名	なみき通り歯科
퍖	- +		地	旧	名古屋市南区豊田一丁目30番 1号
所在		1工	地	新	名古屋市南区豊田二丁目 2番 1号
変	更	年	月	日	令和 3年 6月28日

#### 2 薬局

医 療 機 関 名
-----------

武		<del>/-</del>		旧	名古屋市緑区浦里四丁目 102番地の 1
<i>[7]</i>   	所 在		地	新	名古屋市緑区浦里四丁目98番地
変	更	年	月	日	令和 3年 7月26日

压	医療機関		関	名	旧	みなみ調剤薬局徳重店
	7月	′茂	(美)	和	新	マイスター薬局徳重店
所		在	=		地	名古屋市緑区徳重二丁目1620番地
変	更	年	Ē	月	日	令和 3年 9月 1日

# 3 訪問看護

医	療	機	関	名	訪問看護ステーションかりん
武	所 在		ᄺ	田	名古屋市名東区大針二丁目 247番地
171			地	新	名古屋市名東区大針二丁目 291番地
変	更	年	月	日	令和 3年 7月 1日

#### 名古屋市告示第 621号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 医科

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
平樹クリニック	名古屋市東区古出来三丁目 1番 8号	令和 3年 7月20日
なかやまクリニッ ク	名古屋市熱田区六番二丁目 1番30号	令和 3年 7月 1日
さとう内科	名古屋市熱田区伝馬二丁目 7番10号	令和 3年 9月 1日
あらこ整形外科リ ウマチ科クリニッ ク	名古屋市中川区好本町 2丁目 7番地 の 1	令和 3年 8月 1日

おはなばたけクリ	名古屋市守山区廿軒家22番40号	令和 3年 8月 1日
ニック	名百座川寸田区II 軒豕22番40万 	节和 3平 8月 1日
武田ハートクリニ	名古屋市緑区熊の前一丁目 117番地	令和 3年 1月 6日
ック	力口压印冰区深v2的 1 111.用地	174 9- 171 01
平松形成外科	名古屋市緑区黒沢台五丁目1211番地	令和 3年 8月 1日
ごうホームクリニ ック	名古屋市天白区原一丁目1410番地	令和 3年 8月 1日

# 2 歯科

医	療	機	関	名	所		在		地	廃	止	年	月	日
医	寮法	人90	20ま	3 L										
む	ら歯	科こ	ども	矯	名古屋市	市中川区	細米町	1丁目	7番地	令和	₹□ 3	年	7月	1日
正	歯科	クリ	ニッ	ック										

# 3 薬局

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
西町調剤薬局	名古屋市北区上飯田西町 1丁目32番 地の 1	令和 3年 7月 6日
エムハート薬局中 村本町店	名古屋市中村区中村本町 1丁目93番 地	令和 3年 8月 1日
有限会社村上薬局	名古屋市熱田区伝馬二丁目16番 3号	令和 3年10月 1日

# 4 訪問看護

訪問看護ステーシ	名古屋市中村区上米野町 1丁目27番	△fn 2左 0日 1日
ョンさつき	地の 2	令和 3年 9月 1日
訪問看護ステーシ	名古屋市天白区向が丘四丁目1012番	亚母90年 9月91日
ョンのんの	地	平成29年 3月31日

#### 名古屋市告示第 622号

## 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 医科

医療機関名	所 在	地	指定年月日
なかやまクリニッ ク	名古屋市熱田区六番二丁目	1番30号	令和 3年 7月 1日

#### 名古屋市告示第 623号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 医科

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
河合まごころクリ ニック	名古屋市千種区宮根台二丁目14番22 号	令和 3年 7月21日
植田眼科クリニック	名古屋市天白区植田三丁目 712番地	令和 3年 8月31日

#### 2 歯科

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
マリンみなと歯科	名古屋市港区一州町 1番地の 3	令和 3年 8月 1日
佐藤歯科	名古屋市南区寺崎町14番 9号	令和 2年12月31日

#### 名古屋市告示第 624号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所在	地	指定年月日
施術者名	D  1±.	FE.	11 足 午 万 口
KEiROW愛知			
稲沢ステーション	愛知県稲沢市長東町観音寺田98		令和 3年 9月 1日
二見 精一			

施	術材	幾 関	名	所	在	地	<del>l</del> !	<b>#</b>	年	В	日
施	術	者	名	<i>1</i> 71	112	걘	打目	足	+	Л	Н

マッサージ鍼灸院 ちよだ	名古屋市昭和区山手通 1丁目17番地	令和 3年 8月26日
日比 克行	Ø 1	

# 2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所在	地	指定年月日
施術者名	121.	FE.	111 足 平 万 口
KEiROW愛知			
稲沢ステーション	愛知県稲沢市長東町観音寺田98		令和 3年 9月 1日
二見 精一			

施 術 機 関 名	所 在 地	指定年月日
施 術 者 名	771 1年 4世	11 足 平 万 口
マッサージ鍼灸院 ちよだ	名古屋市昭和区山手通 1丁目17番地	令和 3年 8月26日
日比 克行	Ø 1	

# 3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指定年月日
施術者名	<i>[7]</i> 1年	111 足 平 万 口
ヘルスケア接骨院	名古屋市名東区小井堀町 401番地の	令和 3年 8月 8日
高賀茂 和孝	2	7年 6月 6日

#### 名古屋市告示第 625号

## 生活保護法による施術機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指定年月日
施 術 者 名	771 1生 坦	11 足 平 万 口
安養堂鍼灸院	名古屋市中村区五反城町 2丁目37番	令和 3年 8月 1日
奥村 晃平	地の 2	节和 3年 0月 1日

施 術 機 関 名	所 在 地	指定年月日
施術者名	7月 1上 地	11 足 午 万 口
杉下治療院Thu		
mb'z spa		
се	名古屋市天白区平針二丁目1111番地	令和 3年 8月27日
寺島 優斗		

#### 名古屋市告示第 626号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号 (清純な施設環境を保持すべき施設の指定) の一部を次のように改正します。

令和 3年12月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

Γ

名古屋市黒川スポー		
ツトレーニングセン	北区清水四丁目17番17号	名古屋市
ター		
名古屋市名城プール	北区名城一丁目 2番13号	名古屋市

٠

Γ

名古屋市黒川スポー			
ツトレーニングセン	北区清水四丁目17番17号	名古屋市	に、
ター			

Γ

			1
	港区春田野一丁目、春田野二丁目、		
	西福田一丁目、西蟹田並びに南陽町		
三田川海・地	大字福田字西蟹田及び大字西福田字	名古屋市	<i>ż</i> ,
戸田川緑地 	猿島	石 白 崖 川	~
	中川区水里一丁目、富永一丁目及び		

29

		富田町戸田		
Γ				J
	戸田川緑地	港区春田野一丁目、春田野二丁目、 西福田一丁目、西蟹田、南陽町大字 福田字西蟹田及び字大儘並びに大字 西福田字猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目及び 富田町戸田	名古屋市	に、
Γ				
	矢田川橋緑地	守山区鳥羽見一丁目、市場及び新守山 出 北区山田北町 1丁目及び矢田町 1丁目 民 東区矢田町 2丁目及び字寺畑	名古屋市	を
Γ				
	矢田川橋緑地	守山区鳥羽見一丁目、市場及び新守山 山 北区上飯田町字古川及び矢田町字寺 西 東区矢田町字寺畑	名古屋市	に、
Γ				J
	しだみ中央公園	守山区大字下志段味字前田並びに大 字中志段味字舟場及び字申新田	名古屋市	を

Γ

しだみ中央公園	守山区大字下志段味字前田並びに大 字中志段味字舟場及び字申新田	名古屋市	
	守山区大字下志段味字池田、字上東		に
西の原公園	禅寺、字北荒田、字下東禅寺、字西	名古屋市	
	島及び字西ノ原		

改める。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

#### 名古屋市告示第627号

#### 市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 3 年 11月30日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 3 年12月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和3年度名古屋市一般会計補正予算(第10号)
- 2 令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和3年度名古屋市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和3年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算(第1号)
- 5 令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算(第1号)
- 6 令和3年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

名古屋市財政局財政部財政課

# 令和3年度名古屋市一般会計補正予算(第10号)

令和3年度名古屋市一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,340,004,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出

予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

 $\prec$ 

鬆

199, 087, 649 244, 496, 975 1, 340, 004, 823 111111111 額千円 220,988 220,988 220,988 띰 舞  $\triangleleft$  $\triangleleft$  $\triangleleft$ 額千円 244, 717, 963 1, 340, 225, 811 199, 308, 637 6 湿 띰 無 金 型 严  $\triangleleft \square$ 金  $\prec$  $\exists \exists$  $\not \exists \! \forall$ 蔌 世 鬆 H 6

瀬田

輪	承	補正前の額千円	補 正 額 千円	## 田士
2 総 務 費		16, 896, 894	1, 799, 751	18, 696, 645
	2 財務管理費	1, 465, 651	1, 799, 751	3, 265, 402
3 健康福祉費		346, 707, 028	$\triangle$ 33, 762	346, 673, 266
	5 国民健康保險費	22, 774, 041	△ 15, 983	22, 758, 058
	6 介護保險費	33, 052, 897	□ 17,779	33, 035, 118
基		104, 134, 179	5, 961	104, 128, 218
	1 産業費	103, 470, 727	$\triangle$ 5, 961	103, 464, 766
8 観光文化交流費		24, 579, 991	810	24, 579, 181
	3 名 古 屋 城 費	1, 339, 273	810	1, 338, 463
10 住 宅 都 市 費		40, 994, 256	$\triangle$ 240	40, 994, 016
	1都市計画費	19, 203, 525	$\triangle$ 240	19, 203, 285
13 職 員 費		276, 837, 087	$\triangle$ 1, 979, 966	274, 857, 121
	1 議 会 職 員 費	450, 330	3, 569	446, 761
	2 総務職員費	18, 273, 995	△ 38, 811	18, 235, 184
	3 財政職員費	7, 639, 510	$\triangle$ 63, 944	7, 575, 566
	4 防災危機管理職員費	550, 484	4, 387	546, 097
	5 健康福祉職員費	24, 629, 904	□ 177, 949	24, 451, 955
	6 子ども青少年職員費	22, 704, 526	□ 139, 089	22, 565, 437
	7 環境職員費	14, 213, 556	$\triangle$ 110, 422	14, 103, 134

兼	掛	補正前の額千円	補 正 額 千円	中田十
	8 スポーツ市民職員費	13, 722, 855	$\triangle$ 91, 046	13, 631, 809
	9 経済職員費	1, 984, 497	△ 15, 541	1, 968, 956
	10 観光文化交流職員費	1, 442, 886	$\triangle$ 10, 627	1, 432, 259
	11 緑政土木職員費	11, 354, 963	△ 89, 353	11, 265, 610
	12 住宅都市職員費	6, 742, 258	△ 48, 223	6, 694, 035
	13 消 防 職 員 費	23, 018, 328	△ 158,933	22, 859, 395
	14 教 育 職 員 費	130, 108, 995	$\triangle$ 1, 028, 072	129, 080, 923
歳出	م 1	1, 340, 225, 811	△ 220, 988	1, 340, 004, 823

### 令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,983千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

199,798,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出

予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

萘	垣	補正前の額千円	補正	額千円	##
繰 入 金		22, 774, 041	$\triangle$ 1	15, 983	22, 758, 058
	1 他会計繰入金	22, 774, 041		15, 983	22, 758, 058
歳		199, 814, 527		15, 983	199, 798, 544

激出

款       項       有       正       前       0       額       計       手       千円         国民健康保険費       1       事       1       199,794,527       △       15,983       199,778,544         1       事       業       費       1       15,983       199,778,544	199, 798, 544	15, 983	$\triangleleft$	199, 814, 527	111111111	⟨□	丑	幾
款         項         補         正         前         の         箱 千円         計         計           民健康保険費         199,794,527 $\triangle$ 15,983         199,778,5	199, 778, 544	15, 983	$\triangleleft$	199, 794, 527		# 		
項 補 正 前 の 額 千円 補 正 額 千円	199, 778, 544	15, 983	$\triangleleft$	199, 794, 527			保險	民 健
				正前の額	頁	Ĭ		款

### 令和3年度名古屋市介護保險特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度名古屋市介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,779千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 207, 266, 337千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

39

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

計千円	33, 929, 244	33, 035, 118	207, 266, 337
正 額千円	17, 779	17, 779	17, 779
輔	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$
補 正 前 の 額 千円	33, 947, 023	33, 052, 897	207, 284, 116
項		1 他会計繰入金	<b>↓</b> □
	邻	ı	Y
款	2 繰 入		難

談田

207, 266, 337	17, 779	$\triangleleft$	207, 284, 116	111111111111111111111111111111111111111	⟨□	丑	報
205, 614, 734	17, 779	$\triangleleft$	205, 632, 513	業	<del>事</del> 1		
207, 246, 337	17, 779	$\triangleleft$	207, 264, 116			保険費	1 介 護
計千円	正 額千円	輔	補正前の額千円	項		款	

## 令和3年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,961千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

7,460,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出

予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

F					
#= H	3, 621, 809	33, 311	3, 839, 187	2, 342, 751	7, 460, 996
額千円	4, 216	4, 216	1, 745	1, 745	5, 961
構	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$
補正前の額千円	3, 626, 025	37, 527	3,840,932	2, 344, 496	7, 466, 957
		④		金	
通		<b>X</b>		$\prec$	11111111
		3		3 繰	<Π
	場収入		施設収入		Y
款	1 卸 売 市		2 食肉流通		難

激出

項	祖			補正前の額千円	単	額千円	計千円
卸売市場費				3, 626, 025	$\triangleleft$	4, 216	3, 621, 809
	1 章	業	費	2, 114, 956	abla	4, 216	2, 110, 740
食肉流通施設費				3,840,932	$\triangleleft$	1,745	3, 839, 187
	1 市	쒸	黄	1, 960, 331	$\triangleleft$	975	1,959,356
	つ 2	幸 場	黄	950, 744	$\triangleleft$	022	949, 974
裁出	⟨□	111111111111111111111111111111111111111		7, 466, 957	$\triangleleft$	5, 961	7, 460, 996

## 令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 640,500千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出

予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

計千円	214, 291	193, 167	640, 500
額千円	810	810	810
補正	$\triangleleft$		abla
	7	7	7
補 正 前 の 額 千円	215, 101	193, 977	641, 310
項		1 他会計繰入金	<b>√</b> □
	纽		Y
款	2 繰 入		験

激出

表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表				ı
裁       競       所       所       所       所       正       額         名古屋城天守閣       1 事       業       費       本       509,288       △       88         歳       出       合       計       合       日       88		640, 500	508, 478	640, 500
表     類     項     桶     正     前     額     桶       名古屋城天守閣     1 事     業     費     641,310     △       歳     出     本     509,288     △		810	810	810
表     上 </td <th>出</th> <td></td> <td></td> <td></td>	出			
款     項     桶 正 前 の 額       名古屋城天守閣     1 事 業 費     641,3       歳     出 奇 計	集	$\triangleleft$	$\triangleleft$	◁
約     数     項       名古屋城天守閣     1     事       歳     出     合     計	正前の額	641, 310	509, 288	641, 310
名古屋城天守閣     工事業費       市     1 事業       競出     合			東	
名古屋城天守閣         事業費         0         1         0         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         6         1         1         2         2         4         5         6         6         7         8         8         8         8         8         9         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         2         1	通		業	111111111111111111111111111111111111111
名 古 屋 城 沃 守 不 端 新 雅 田 田 本 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田			1	∢□
	禁	名 古 屋 城 天 守	K	

# 令和3年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第1号)

令和3年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 300,358千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

千円	282, 025	282, 025	300, 358
1111111			
額千円	240	240	240
띰			
集	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$
補正前の額千円	282, 265	282, 265	300, 598
項		1 他会計繰入金	<del></del>
	4		Y
款	2 繰 入		溅

激出

4 年	300, 358	80, 391	300, 358
額 千円	240	240	240
出			
蝉	$\triangleleft$	◁	$\triangleleft$
補正前の額千円	300, 598	80, 631	300, 598
		東	
種		業	111111111111111111111111111111111111111
		1	◁◻
蒙	市街地再開発事業費		搬田田田
	1		

### 名古屋市告示第 628号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 医科

医療機関名	所 在 地	指定年月日
名駅 4丁目みんな の診療所	名古屋市中村区名駅四丁目 2番 5号	令和 3年 9月 1日
さとう内科	名古屋市熱田区伝馬二丁目 7番10号	令和 3年 9月 1日

### 2 歯科

医療機関名	所 在	地	指定年月日
まつうら歯科	名古屋市緑区神の倉二丁目	275番地	令和 3年 2月 1日

### 3 薬局

医療機関名	所 在 地	指定年月日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局浅間 町店	名古屋市西区幅下一丁目11番20号	令和 3年10月 1日
しろくま調剤薬局 桜山店	名古屋市瑞穂区中山町 1丁目19番地 の 4	令和 3年 9月 1日

### 4 訪問看護

医療機関名	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーシ		
ョンカルムつるま	名古屋市中区千代田三丁目16番 7号	令和 3年10月 1日
V		
マミー訪問看護ス	名古屋市中川区八田町1813番地	令和 3年10月 1日
テーション	有百座的「州區八田門1010田地	13 4H O   10/1 TH
リハビリフィット		
ネス訪問看護ステ	名古屋市守山区高島町45番地	令和 3年 9月 1日
ーション守山		
季楽訪問看護ステ	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	令和 3年10月 1日
ーション春夏秋冬	石百座川林区处丁山二 1月1317 街地	77年3年10月1日
しろくま訪問看護	名古屋市名東区貴船一丁目 143番地	令和 3年10月 1日
リハステーション	右口座川泊米兦貝加   」口 143番地	77日 3十10万 1日

### 名古屋市告示第 629号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 歯科

医療機関名		Þ	旧	もみやま歯科医院		
	7尔	7茂	美	石	新	もみやま歯科・矯正歯科
所 在 地		地	名古屋市瑞穂区洲雲町 1丁目11番地			
変	更	年	Ē	月	日	令和 3年 5月20日

### 2 薬局

医	療 機 関		療機		名	キク薬局
元	所 在 地			名古屋市東区豊前町 3丁目47番地		
או			新	名古屋市東区筒井三丁目15番 2号- 1		
変	更	年	月	日	令和 3年 7月12日	

### 3 訪問看護ステーション

医	療	機	関	名	にじいろ訪問看護リハステーション		
T. +		<i>★</i> : ₩			샙	Шh	名古屋市名東区山の手一丁目 801番地
ולח	所 在 地		新	名古屋市名東区山の手一丁目 601番地			
変	更	年	月	日	令和 3年 9月 7日		

### 名古屋市告示第 630号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 医科

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
くろかわ内科・健 診クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	令和 3年 9月 1日
岸内科	名古屋市中区正木一丁目13番 4号	令和 3年 8月31日
久屋クリニック	名古屋市中区錦三丁目 5番28号	令和 3年 9月 1日

### 2 歯科

田中歯科医院	名古屋市中区大須二丁目29番43号	令和 3年 9月22日
奥村歯科医院	名古屋市中川区高畑二丁目 323番地	令和 3年 7月 1日
まつうら歯科	名古屋市緑区神の倉二丁目 275番地	令和 3年 2月 1日

### 3 薬局

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ヒシダ薬局	名古屋市西区菊井二丁目 2番 4号	令和 2年12月28日
日本調剤名大前薬局	名古屋市中区千代田五丁目1301番	令和 3年10月 1日
有限会社昭和調剤 薬局	名古屋市中区千代田五丁目23番 6号	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局桜山 店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局中川 店	名古屋市中川区松年町 4丁目76番地 の 1	令和 3年10月 1日
オアシス調剤薬局 中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目77番地 の 1	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局大江 店	名古屋市南区加福本通 3丁目37番地	令和 3年10月 1日
キョーワ薬局南三 条店	名古屋市南区三条一丁目 4番 5号	令和 3年10月 1日
株式会社南陽ライ フ薬局	名古屋市南区三条一丁目 4番30号	令和 3年10月 1日

キョーワ薬局南大 高店	名古屋市緑区南大高四丁目1815番地	令和 3年 9月30日
キョーワ薬局梅森	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地	令和 3年10月 1日
店	Ø 3	77年3年10月 1日

### 4 訪問看護

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
マーベラス訪問看	名古屋市中村区岩塚町 4丁目 3番地	令和 3年10月 1日
護ステーション	Ø 1	77 71 34-10月 1日

### 名古屋市告示第 631号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 薬局

医療機関名	所 在	地	指定年月日
古出来調剤薬局	名古屋市東区古出来一丁目	1番 2号	令和 3年 8月 1日

### 名古屋市告示第 632号

### 生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、同法による 指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 歯科

医	療	機	関	名	あくね歯科クリニック
正	所 在 地		<del>/</del> +		名古屋市緑区境松二丁目 353番地
DI			新	名古屋市緑区境松二丁目 411番地	
変	更	年	月	日	令和 3年 8月16日

### 名古屋市告示第 633号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 歯科

医療機関名	所 在	地	廃止年月日
サハシ歯科医院	名古屋市天白区高坂町75番地の 2	2	令和 3年10月21日

### 2 薬局

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
下之一色調剤薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花90 番地	令和 3年10月 1日

### 名古屋市告示第 634号

### 生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 歯科

医療機関名	所 在 地	辞退年月日
医療法人葉山会葉 山歯科	名古屋市緑区鳴海町字本町58番地	令和 3年 8月27日

### 名古屋市告示第 635号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指定年月日
施 術 者 名	<i>[7]</i> 1五 - 45	111 足 平 万 口
訪問鍼灸マッサー		
ジなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18	令和 3年 8月 1日
中村 裕也	号	

### 2 はり・きゅう

施	術材	幾関	名	正	t	<b>₩</b>	<del> </del>	<b>\$</b>	年	н	日
施	術	者	名	所	在	地	泪	<b>止</b>	4	Л	P

訪問鍼灸マッサー		
ジなごみや	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18	令和 3年 8月 1日
中村 裕也	号	10 1111 0 1 0 0 2 1 1 1

施 術 機 関 名	所在	地	指定年月日
施 術 者 名	<i>[</i> ]	뜨	11 足 十 万 口
松浦 頼子(出張			
専門)	  名古屋市天白区音聞山 947番地		令和 3年 9月27日
松浦 頼子			

### 名古屋市告示第 636号

### 生活保護法による指定施術機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条の規定において準用する同法第 50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出 がありました。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 あん摩・マッサージ

施	術	者	名	杉下 辰雄
施	術	所	名	鍼灸指圧杉下治療院Thumb'z Space
			III	名古屋市天白区天白町大字平針黒石2878番地の
所	所 在 地		旧	2985
			新	名古屋市天白区平針二丁目1111番地
変	更 年	月	月	令和 3年 9月 3日

### 名古屋市告示第637号

### 建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、次のよう に意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取 に関する規則(昭和31年名古屋市規則第59号)第15条の規定により告示します。

令和 3 年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 計画の概要

- (1) 許可を受けようとする者名古屋市千種区不老町国立大学法人東海国立大学機構 学長 松尾 清一
- (2) 建築物の敷地の位置及び面積 名古屋市中川区富田町大字前田字丸池2番9 844.61平方メートル
- (3) 建築物の構造及び規模

工事種別 新築

主要用途 大学(課外活動施設)

構 造 鉄骨造

建築面積 194.23平方メートル

延べ面積 290.38平方メートル

最高の高さ 9.91メートル

### 2 意見の聴取の事項

第一種低層住居専用地域における大学施設の建築について

- 3 日時令和3年12月24日(金) 午後2時00分
- 4 場所

名古屋市中川区春田三丁目 215 番地 中川区役所 富田支所 第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 638号

名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正する要綱

名古屋市旅館等指導要綱(昭和58年 7月 6日名古屋市告示第 230号)の一部 を次のように改正する。

令和 3年12月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 別表(第6関係)中

Γ

(4) 玄関帳場のカウンターの長さは 2メートル以上のものとし、 カウンターより上面(少なくとも床面より2.1メートルまでの 高さとする。)は開放とし、ガラス戸、壁、カーテン等で遮へ いされていないこと。

を

Γ

(4) 宿泊者名簿の記載等の事務をとるのに適した大きさのカウンターを設け、カウンターより上面(少なくとも床面より 2.1メートルまでの高さとする。)は開放とし、ガラス戸、壁、カーテン等で遮へいされていないこと。

13

改める。

2 この要綱は、令和 3年12月10日から施行する。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市達第45号

財政局子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程(平成12年名古屋市達第3号)の一部を次のように 改正する。

令和 3 年12月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	T
改正前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主
査及びその分担事項は、次のとおりとす	査及びその分担事項は、次のとおりとす
る。	る。
(略)	(略)
財 政 局	財 政 局
(略)	(略)
税務部	税務部
税制課	税制課
税務係	税務係
$(1) \sim (10)$ (略)	(1)~(10) (略)
	(11) 子育て世帯への臨時特別給付に係
	る調整に関すること。
<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
	主 査(子育て世帯への臨時
	特別給付に係る調
	<u>整)(2)</u>
	(1) 子育て世帯への臨時特別給付に係る
	調整に関すること。
(略)	(略)
子ども青少年局	子ども青少年局
(略)	(略)
子ども未来企画部	子ども未来企画部

子ども未来企画室	子ども未来企画室
子ども未来企画係	子ども未来企画係
$(1) \sim (3)$ (略)	(1)~ $(3)$ (略)
	(4) 子育て世帯への臨時特別給付に関す
	<u>ること。</u>
$\underline{(4)\sim(7)}\qquad (略)$	$\underline{(5)\sim(8)}\qquad (略)$
(略)	(略)
主 査 (子ども等の支援の推	主 査(子ども等の支援の推
進に係る特命事項の	進に係る特命事項の
処理)	処理)
(1) (略)	(1) (略)
	主 査 (子育て世帯への臨時
	特別給付)(2)
	(1) 子育て世帯への臨時特別給付に関す
	<u>ること。</u>
(略)	(略)

附則

この達は、令和3年12月7日から施行する。

名古屋市達第46号

財 政 局 健康福祉局

課の係及び分掌事務規程(平成12年名古屋市達第3号)の一部を次のように 改正する。

令和 3 年12月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主
査及びその分担事項は、次のとおりとす	査及びその分担事項は、次のとおりとす
る。	る。
(略)	(略)
財 政 局	財政局
(略)	(略)
税務部	税務部
税制課	税 制 課
税務係	税務係
(1)~(11) (略)	(1)~(11) (略)
	(12) 住民税非課税世帯等に対する臨時
	特別給付金の支給に係る調整に関する
	<u>こと。</u>
<u>(12)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
主 査(子育て世帯への臨時	主 査(子育て世帯への臨時
特別給付に係る調	特別給付に係る調
整)(2)	整) (2)
(1) (略)	(1) (略)
	主 查(住民税非課税世帯等
	に対する臨時特別給
	付金の支給に係る調
	<u>整)(3)</u>

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金の支給に係る調整に関するこ と。 (略) (略) 健康福祉局 健康福祉局 (略) (略) 高齢福祉部 高齢福祉部 (略) (略) 地域ケア推進課 地域ケア推進課 地域福祉係 地域福祉係 (1)~(3) (略)  $(1) \sim (3)$  (略) (4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金に関すること。  $\underline{(4)\sim(8)} \qquad (略)$ (5)  $\sim$  (9) (略) 主 査(包括的支援の推進に 主 査(包括的支援の推進に 係る企画調整) 係る企画調整) (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) 主 查(住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金) (3) (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特 別給付金に関すること。 (略) (略)

附則

この達は、令和3年12月16日から施行する。

名古屋市達第47号

 健康福祉局

 保健所

名古屋市保健所処務規程(平成30年名古屋市達第24号)の一部を次のように 改正する。

令和 3 年12月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後	
第3条 保健所に次の補助組織を置く。	第3条 保健所に次の補助組織を置く。	
(略)	(略)	
新型コロナウイルス感染症対策部	新型コロナウイルス感染症対策部	
(略)	(略)	
新型コロナウイルス感染症対策室	新型コロナウイルス感染症対策室	
(略)	(略)	
主 幹 <u>(5)</u>	主 幹 <u>(7)</u>	
(略)	(略)	
第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分	第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分	
担事項は、次のとおりとする。	担事項は、次のとおりとする。	
(略)	(略)	
新型コロナウイルス感染症対策部	新型コロナウイルス感染症対策部	
(略)	(略)	
新型コロナウイルス感染症対策室	新型コロナウイルス感染症対策室	
(略)	(略)	
主 幹(新型コロナウイルス感	主 幹(新型コロナウイルス感	
染症対策) <u>(5)</u>	染症対策) <u>(7)</u>	
(1) (略)	(1) (略)	
(略)	(略)	
2~10 (略)	$2 \sim 10$ (略)	

附則

この達は、令和3年12月10日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第40号

### 各種直接請求等に必要な数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種の直接請求、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員 の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の 規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年12月6日

### 名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 地方自治法第74条第1項(条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求)、同法第75条第1項(市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求)及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項(合併協議会設置の請求)に規定する数

37,825 人

2 地方自治法第76条第1項(市の議会の解散の請求)、同法第81条第1項 (市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、選挙管理委員又は 監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第8条第1項(市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)に規定す る数

336,402 人

3 地方自治法第80条第1項(市の議会の議員の解職の請求)及び同法第86条

第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,828 人	熱田区	18,361 人
東区	22,407 人	中 川 区	60,247 人
北区	45,607 人	港区	38,659 人
西 区	41,062 人	南区	37, 265 人
中 村 区	37,874 人	守 山 区	47,570 人
中 区	24,706 人	緑区	66,903 人
昭 和 区	28,727 人	名 東 区	43,568 人
瑞穂区	29,928 人	天 白 区	43,696 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規 定する数

315,202 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

### 名古屋市選挙管理委員会告示第41号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び 氏名について

令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における当選 人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和 3 年12月 6 日

### 名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

住所	氏 名
名古屋市東区東片端町16番地の1 プロビデンス東片端 702 号	上村 美千代

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第21号

教育委員会定例会の開催について

令和3年12月9日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 3 年12月 6 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について 名古屋市学校保健・安全活動優良校の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

### 名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月8日

### 名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下 水道局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「1,000分の301」を「1,000分の261」に改め、同項第2号中「1,000分の183」を「1,000分の145」に改め、同項第3号中「1,000分の118」を「1,000分の81」に改める。

第2条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正 する。

附則第10項第1号中「1,000分の261」を「1,000分の288」に改め、同項第2号中「1,000分の145」を「100分の17」に改め、同項第3号中「1,000分の81」を「1,000分の106」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規 定は、令和4年4月1日から施行する。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部 改正)

2 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の301」を「1,000分の261」に、「100分の24」を「1,000分の198」に、「1,000分の183」を「1,000分の145」に、「1,000分の116」を「1,000分の79」に、「1,000分の118」を「1,000分の81」に、「

- 1,000分の48」を「1,000分の14」に改める。
- 3 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 26年名古屋市上下水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の261」を「1,000分の288」に、「1,000分の198」を「1,000分の226」に、「1,000分の145」を「100分の17」に、「1,000分の79」を「1,000分の104」に、「1,000分の81」を「1,000分の106」に、「1,000分の14」を「1,000分の37」に改める。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年12月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 服部本山ビルディング 名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地

### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後				
氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所		
㈱服部本山 ビル	代表取締役服部 鋹雄	名古屋市千 種区末盛通 5丁目12番 地	変更なし	代表取締役 服部 吉延	変更なし		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後				
No.	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	年月日		
	㈱ユーベー	代表取締役	名古屋市千				令和		
1	カリー	中塚 友妃	種区松竹町				2年		
1		子	2丁目52番				6月		
			地				15日		

	㈱服部本山	代表取	締役	名古	屋市千	変更な	し	代表耳	瓦締役	変更な	し	令和
2	ビル	服部	鋹雄	種区	末盛通			服部	吉延			3年
4				5丁	目12番							10月
				地								27日
	㈱しいがる	代表取	締役	愛知	県刈谷	㈱いま	じん	代表目	反締役	愛知県	春日	平成
3		加藤	廣	市松:	栄町 2	白揚		重野	美信	井市勝	川町	27年
3				丁目	7番 7					六丁目	140	11月
				号						番地		1日

### 3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年10月27日
- (2) 小売業者については、上記2(2)で記述

### 4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) №. 1の小売業者については、退店のため
- (3) No. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 3の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため

#### 5 届出の日

令和 3年11月26日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年12月 6日から令和 4年 4月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 4月 6日 名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

### 土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 3年12月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 小川土地改良区

### (1) 退任役員

理事	竹川	孝司	名古屋市港区小川四丁目13番地
理事	立松	惠二	名古屋市港区小川二丁目 1番地
理事	小島	宗春	名古屋市港区小川四丁目26番地
理事	小嶋	信夫	名古屋市港区小川一丁目 125番地
理事	村瀨	辰男	名古屋市港区天目町16番地
監事	山田	政利	名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目54番地の 2
監事	鬼頭	資典	名古屋市港区天目町 3番地の 1

### (2) 就任役員

理事	竹川	孝司	名古屋市港区小川四丁目13番地
理事	立松	惠二	名古屋市港区小川二丁目 1番地
理事	小島	宗春	名古屋市港区小川四丁目26番地
理事	小嶋	信夫	名古屋市港区小川一丁目 125番地
理事	村瀨	辰男	名古屋市港区天目町16番地
監事	山田	政利	名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目54番地の 2
監事	鬼頭	資典	名古屋市港区天目町 3番地の 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年12月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ緑店 名古屋市緑区鳥澄一丁目 401番地

### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ハローランド緑店	ドン・キホーテ緑店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
(株)ドン・キホーテ			㈱パン・パ シフィッター ナショナル ホールディ ングス		東京都目黒 区青葉台二 丁目19番10 号	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

			変更前				変	更後			変更
1	Vo.	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住	所	氏名又は 名 称	代表氏	者の 名	住	所	牛月 日

	㈱ドン・キ			変更なし	代表取締役		
1	ホーテ	成沢 潤治	区西新宿二 丁目 6番 1		吉田 直樹	区青葉台二 丁目19番10	9月
	<b></b>	代表取締役	<u>号</u> 名古屋市緑			号 —	25日 平成
2			区鳴海町字 作町38番地				21年 4月
							16日
3	l''		区鳴海町字		_	_	平成 24年
			大清水69番 地1570				8月 31日
	㈱アサヒ物 産		愛知県清須 市西枇杷島				平成 22年
4	)生.		町地領 2丁				6月
	佐藤 公一		目14番地 4 名古屋市緑	_		_	20日 平成
5			区鳴海町平 子が丘 707				21年 4月
			于か止 707 番地				16日
	福川 洋司		名古屋市緑 区尾崎山 1				平成 25年
6			丁目 903番 地				8月 6日
	㈱プロシュ	代表取締役					平成
7	<b>←</b> ト		市西枇杷島 町南大和54				21年 4月
			番地				16日
	野田 宏典		愛知県岡崎 市上和田町			_	平成 22年
8			字荒野18番 地				8月 31日
	河隅 晴彦		名古屋市緑			_	平成
9			区 有 松 南 501番地				22年 7月
				角ワッラブ	代表取締役		31日
10						区錦三丁目	22年
						10番29号	10月 1日

## 3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、平成21年 2月20日
- (2) 設置者については、平成31年 2月 1日

### (3) 小売業者については、2(3)で既述

#### 4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 設置者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (3) № 1の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 2からNo. 9までの小売業者については、退店のため
- (5) No.10の小売業者については、入店のため
- 5 届出の日

令和 3年11月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年12月 9日から令和 4年 4月11日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 4月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年12月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

V·drug中切店

名古屋市北区中切町 6丁目 8番 ほか 1筆

- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市北区中切町 6丁目 8番 外 1筆	名古屋市北区中切町 6丁目 8番 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 和 称	代表者の 氏 名	住 所	
中部薬品㈱		岐阜県多治 見市高根町 四丁目29番 地	変更なし	代表取締役 高巢 基彦	変更なし	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

変更前				変更後					
氏名 ス 和 和	代表者の 氏 名	住	所	氏名 名	又は 称		者の 名	住	所

中部薬品㈱	岐阜県多治 見市高根町 四丁目29番	代表取締 高巢 基	
	地		

### 3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 3年11月26日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成30年 4月 1日

#### 4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため
- 5 届出の日令和 3年11月26日
- 6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年12月 9日から令和 4年 4月11日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

# 令和 4年 4月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、次の者を令和3年12月10日懲戒処分に付した。

令和3年12月10日

## 名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	停職 4 月	地方公務員法第29条第1項 第1号、第2号及び第3号

## 職員の懲戒処分

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、次の者を令和3年12月10日懲戒処分に付した。

令和3年12月10日

## 名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士)	停職3月	地方公務員法第29条第1項 第1号及び第3号

## 職員の懲戒処分

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、次の者を令和3年12月10日懲戒処分に付した。

令和3年12月10日

### 名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士)	停職 3 月	地方公務員法第29条第1項 第1号、第2号及び第3号